

平成20年3月21日
於
府中市立教育センター

平成20年第3回

府中市教育委員会定例会会議録

府中市教育委員会

平成20年第3回府中市教育委員会定例会会議録

1 開 会 平成20年3月21日(金)

午後1時30分

閉 会 平成20年3月21日(金)

午後4時00分

2 会議録署名員

委 員 崎 山 弘

委 員 北 島 章 雄

3 出席委員

委員長 久 芳 美恵子 委員長職務代理者 崎 山 弘

委 員 谷 合 隆 一 委 員 北 島 章 雄

教育長 新 海 功

4 欠席委員

な し

5 出席説明員

学校教育部長 糸 満 純一郎 生涯学習部長 佐 藤 昌 美

学校教育部副参事 酒 井 泰 生涯学習課長 後 藤 廣 史

総務課長 三ヶ尻 秀 男 生涯学習課長補佐 原 田 弘 子

総務課長補佐 今 永 昇 文化財担当副主幹 英 太 郎

学校耐震化等推進 宮 本 正 男 体育課長 山 木 健 司

担当主幹 体育課計画推進 森 井 義 明

学務保健課長 田 中 陽 子 担当主幹

給食担当主幹 吉 野 寿 一 図書館長 栢 木 あさ子

指導室長補佐 佐々木 政 彦 図書館長補佐 桜 田 利 彦

指導室副主幹 師 岡 政 行 新中央図書館開設 目 時 英 雄

総括指導主事 花 田 茂 準備担当副主幹

指導主事 長 田 和 義 美術館副館長 石 井 順 子

指導主事 出 町 桜一郎 美術館副館長補佐 山 村 仁 志

指導主事 佐々木 淳

指導主事 長 井 満 敏

6 教育委員会事務局出席者

総務課係長 田 中 啓 信

総務課主任 原 田 賢

議 事 日 程

第1 会議録署名員選定について

第2 会期決定について

第3 議案

- 第12号議案 府中市教育委員会事務局職員の人事異動について
- 第13号議案 府中市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 第14号議案 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第15号議案 府中市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則
- 第16号議案 府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 第17号議案 府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程
- 第18号議案 府中市教育委員会公印規程の一部を改正する規程
- 第19号議案 府中市美術館運営規程の一部を改正する規程
- 第20号議案 平成20年度学校医の委嘱について
- 第21号議案 平成20年度府中市美術館企画展観覧料について
- 第22号議案 府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則
- 第23号議案 府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程
- 第24号議案 府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程

第4 報告・連絡

- (1) 寄付に対する感謝状の贈呈について
- (2) 府中市私立幼稚園等園児の保護者に対する入園料補助金交付要綱について
- (3) 平成20年度移動教室、林間学校、自然教室の実施について
- (4) 平成20年度府中市学校給食会事業計画及び給食費会計予算について
- (5) 郷土の森博物館プラネタリウムの全天デジタル映像フェスティバル開催と割引料金の設定について
- (6) 寄付に対する感謝状の贈呈について
- (7) 地区図書館の特別開館について
- (8) 平成20年度府中市美術館臨時休館日の変更について

(9) 平成20年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施について

第5 その他

(1) 教育課程受付事務の終了について

(2) 平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について

第6 教育委員報告

午後1時30分開会

○委員長（久芳美恵子君） ただいまより平成20年第3回府中市教育委員会定例会を開催いたします。

_____ ◇ _____

○委員長（久芳美恵子君） 本日の会議録署名員は、崎山委員と北島委員にお願いいたします。

_____ ◇ _____

○委員長（久芳美恵子君） 会期は本日1日といたします。

_____ ◇ _____

○委員長（久芳美恵子君） 本日の議案、13件ございます。第12号議案につきましては人事案件でございますので、非公開扱いとしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

_____ ◇ _____

◎第12号議案 府中市教育委員会事務局職員の人事異動について

（以下、非公開会議により非公開）

午後1時32分中断

午後1時38分再開

_____ ◇ _____

○委員長（久芳美恵子君） それでは、定例会を再開いたします。

本日、傍聴希望者が3名おりますが、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

傍聴の方に申しあげます。教育委員会は1時半から開会をいたしましたが、本日の第12号議案は人事案件でございましたので、非公開で行いました。

ただいまの議案から公開で再開いたします。なお、第20号議案につきましては、傍聴者の方への配付資料は議案のかがみのみで、資料には個人情報が入っておりますので、省略させていただきます。

_____ ◇ _____

◎第13号議案 府中市教育委員会職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第13号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いいたします。

○総務課長補佐（今永 昇君） ただいま議題となりました第13号議案、府中市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。

この規則は、平成20年4月に予定しております生涯学習部の組織が市長部局の所属となる組織改正に伴うものでございます。

それでは新旧対照表をご覧ください。左側のページが新しい規則、右側のページが現行の規則で、下線が引いてある部分が改正点でございます。

右側のページの表の中の2の図書館、3の美術館が市長部局の所属となりますので削除し、4及び5の番号を繰り上げるものでございます。

付則としまして、この規則は、平成20年4月1日より施行するものとしております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） 説明が終わりましたが、何かご質問はございますか。はい、どうぞ。

○委員（新海 功君） 今、説明があったように、組織改正に伴ってのことであるということが基本的なことで、図書館、美術館が市長部局の組織規則にあらわされるため、その整合性をとったということでございます。

○委員長（久芳美恵子君） 組織改正に伴うものであるということでございます。

それでは、第13号議案、府中市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、決定をいたします。



◎第14号議案 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◎第22号議案 府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則

◎第23号議案 府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程

◎第24号議案 府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程

○委員長（久芳美恵子君） 次に、第14号議案、朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いいたします。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。

初めに、本規則改正の趣旨でございます。1点目は、昨年の学校教育法の一部改正により、学校に置くことのできる職として、新たに副校長、主幹教諭等の職が設けられました。それに伴い、現在、管理運営規則に基づき定められている副校長及び主幹を、学校教育法上の副校長及び主幹教諭に改めるものでございます。

なお、この規則改正は、都内全市区町村で実施されることになっております。

2点目は、学校教育法に、学校評価に関する条文が新たに設けられました。これに伴い、管理運営規則に学校評価に関する条文を新たに設けるものでございます。

次に、改正の内容でございますが、お手元の議案書の新旧対照表をお開き願います。

まず、第6条は、引用条番号の変更でございます。

第7条を、見出しを含めて次のようにいたします。「第7条 学校に副校長を置く。2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。3 副校長は、校長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童又は生徒の教育をつかさどる。4 副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、その範囲は、教育委員会が別に定める。」

第5項、第6項は、引用条番号の変更、及び「教頭」から「副校長」への文言整理でござい

ます。

また、旧の第4項につきましては、第23号議案、府中市立学校における事案決定に関する規程の中に同趣旨の条文がございますので、重複を整理し、削除いたします。

この第7条につきましては、現行の「教頭」を「副校長」とし、その職務について規定するものでございます。主要な変更点は、第4項でございます。この規定により、所属職員の服務に関する事務の一部につきましては、現行では校長の権限のもとに副校長が処理をしておりました。改正後は、副校長みずからの権限により、処理することとなります。

なお、当初、収入支出及び契約に関する事務の一部も副校長の権限とする案もございましたが、検討の結果、小・中学校など比較的小さな組織において、それらの事務を校長の権限から外すことは、かえって不都合が生じる可能性が高いとの判断から、副校長の権限とはせず、従前どおり校長の権限としております。

また、教育委員会が別に定める、副校長がつかさどる校務の範囲につきましては、後ほど説明がございます、府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則、そちらに規定されております。

ページがかわりまして、第8条ですが、見出しを「主幹教諭」に、第1項中「主幹」を「主幹教諭」にそれぞれ改め、第2項以下を次のようにいたします。「2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。3 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（第13条に規定する事務職員及び第14条に規定する職員を除く。）を監督する。4 主幹教諭が担当する校務の範囲は、教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する。5 校長は、前項の規定に基づき主幹教諭が担当する校務の範囲を決定したときは、教育委員会に報告しなければならない。6 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。」これは、現行の「主幹」を「主幹教諭」と改め、その職務について規定するものでございます。

主要な変更点は、現行の主幹が、教諭または養護教諭をもって充てた充て職であり、また、教務主任などの主任を兼務しているのに対し、改正後の主幹教諭は充て職ではなくなり、また主任の兼務もいたしません。改正後は主幹教諭の職務として主任の担当すべき校務を行うこととなります。

第9条第1項及び第2項の「ただし」の次に、「これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他」を加えます。これは、第8条の主幹教諭を置く場合、主任を置かないことができると規定したものでございます。

第13条、ページかわりまして、第14条、一つ飛びまして、第25条は、引用条番号の変更でございます。

一つ戻りまして、第18条の次に次の1条を加えます。「第18条の2 校長は、法第42条（法第49条において準用する場合を含む。）の規定により、毎年度、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、結果を公表するとともに、教育委員会に報告するものとする。2 前項に規定するもののほか、学校評価に関する事項は、教育委員会が別に定める。」これは、学校評価について新たに規定したものでございます。

なお、教育委員会が別に定めるものにつきましては、お手元にお配りしております「府中市

立学校の学校評価事業実施要綱」にございますので、ご参照願います。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

なお、追加議案として、本日、提出させていただいております第22号議案、第23号議案、第24号議案につきましても、本議案との関連議案でございますが、東京都からの通知の時期の関係で、追加とさせていただいたものですので、あわせてご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） 説明ありがとうございました。

学校教育法一部改正に伴う変更ということと、学校評価についてもそうでございますが、その改正の規則ですが、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○委員（新海 功君） では、確認いたしておきたいと思いますが、今、委員長からありましたように、学校教育法にうたわれた副校長、それから主幹教諭、これらについて、今までやっていた第7条では「教頭」といっていたものを「副校長」というようにかえて、そして、その職務を規定したということであります。

もう一つは、既に本市では取り組んできております、学校評価のことでもありますけれども、これの規定を設けたということでもあります。

この後、第23号議案など、細かく見ていきますと、校長、副校長別の職務を定めた規定等が出てくるようになっております。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

いかがでございますでしょうか。よろしいですか。はい、どうぞ。

○委員（崎山 弘君） 内容が理解しやすいように、第22号議案、第23号議案、一括審議の方が、私はわかりやすいような気がするのですが、そのように説明をお願いします。

○委員長（久芳美恵子君） この後、すぐにとということですか。

○委員（崎山 弘君） 承認の前に、第22号議案、第23号議案を先にさせていただいた方がよろしいかと思えます。範囲を定めるという言葉だけを先に審議して、後から内容というより、一括審議を求めます。

○委員長（久芳美恵子君） はい、わかりました。それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

それでは、崎山委員からご提案がございました、第14号議案に深く関連する第22号議案、第23号議案、第24号議案ですね。こちらを先に、第14号議案の決定をする前にしていただきたいということでございますので、委員の意見も一致いたしましたので、そのようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

では、第22号議案、第23号議案、第24号議案についての朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） では、第22号議案、府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則についての説明をお願いいたします。

○総務課長補佐（今永 昇君） ただいま議題となりました第22号議案、府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説

明いたします。

改正の概要でございますが、府中市立学校の一般職員の勤務、休息、休憩、休暇等の承認、許可等の権限について、教育長は校長に委任しておりましたが、学校教育法の改正により、この規則を改正するものです。

学校教育法上、「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。」とされていますが、このたびの改正で、第37条第5号として「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」とされました。この学校教育法の改正を受け、本規則を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。従来、右側のページ、第2条第1項にありますように、市立学校の教職員の1号の勤務時間の割り振り等を初めとしまして、12号までの事務は、教育長は校長に委任しておりましたが、左側のページの第2条第1項を校長に委任するものとし、第2項として、教職員の週休日の指定、勤務や週休日の変更、超過勤務の命令といった第10号までに掲げる事務は、副校長に委任するよう追加改正し、以下、次のページになりますが、項番号の改正を行うものでございます。

なお、付則としまして、この規則は平成20年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

第23号議案、第24号議案と続けてよろしいですか。それでは、先に説明を3議案ともお聞きいたします。それでは、第23号議案、府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程についての説明をお願いいたします。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） 府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。

初めに、本規程改正の趣旨でございますが、先ほどご説明いたしました。府中市立学校の管理運営規則の改正に伴い、関連規程である本規程の改正を行うものです。

改正の内容でございますが、お手元の新旧対照表をお開き願います。第1条中「権限に属する事務」の次に「府中市立学校の管理運営に関する規則第7条第4項の規定に基づく副校長の権限に属する事務」を加えます。これは管理運営に関する規則、及び先ほどの第22号議案、府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則に規定された、副校長の権限に属する事務を追加したものでございます。

第3条を改め、「校長の権限に属する事務及び校長が補助執行する事務に係る事案の決定は、その結果の重大性に応じて校長又は副校長が行うものとする。2 副校長の権限に属する事務に係る事案の決定は、副校長が行うものとする。」といたします。これは、校長の権限に属する事務のうち、重いものは校長が事案決定し、軽いものは副校長が事案決定する。また、副校長の権限に属する事務は、副校長が事案決定するというものでございます。

第4条中「教頭」を「副校長」に改め、「府中市教育委員会教育長」の次に「(以下「教育長」という。)」を加えます。

第5条中「校長は、」の次に「自己の権限に属する事務及び自己が補助執行する事務に係る事案のうち、」を加え、「教頭」を「副校長」に改めます。

第6条中「教頭」を「副校長」に改めます。

ページかわりまして、第7条を次のように改めます。「第4条の規定により校長又は副校長の

決定の対象とされた事案（前条の規定により副校長の決定の対象とされた事案を除く。）について、至急に決定を行う必要がある場合において、校長又は副校長が出張又は休暇その他の理由により不在（以下「不在」という。）であるときは、校長の決定の対象とされた事案については副校長が、副校長の決定の対象とされた事案については副校長があらかじめ指定する主幹教諭が決定を臨時代行することができるものとする。」これは、決定権者不在の場合、校長の決定事案については副校長が臨時代行でき、また副校長の決定事案については、あらかじめ指定された主幹教諭が臨時代行できとしているものであり、この点につきまして、旧の規定では、教頭が不在の場合は校長が決定することとなっておりましたので、大きな変更点となっております。

第8条中「第4条及び」を削り、「教頭」を「副校長」に改めます。

第9条中「教頭」を「副校長」に改め、「対象とされた事案」の次に「（副校長の権限に属する事務に係る事案を除く。）」を加えます。

第1項中「第4条」の次に「及び第7条」を加えます。

第10条及び、ページがかわりまして第11条中、「教頭」を「副校長」に、「主幹」を「主幹教諭」に改めます。

第12条第1項中「教頭」を「副校長」に改め、「事案」の次に「（副校長の権限に属する事務に係る事案を除く。）」を加えます。

第2項中「教頭」を「者」に、「校長」を「事案の決定権者」に改めます。

ページがかわりまして、別表中「教頭」を「副校長」に改め、2の（2）の項、校長の欄の5の中の「教育職員」を「副校長」に改めます。

同項、教頭の欄の2の中の「及び教育職員」を削ります。

同欄5の中の「及びその準備」を削り、「行う場合」の次に「その他教育長が別に定める場合」を加え、「並びに」を「及び」に改めます。

ページがかわりまして、別表備考欄の中の「教育職員」とは、」の次を「主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。」に改めます。

施行日は、平成20年4月1日でございます。

第23号議案については以上です。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

それでは、第24号議案、府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程についての説明をお願いいたします。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） 府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程についてご説明申し上げます。

初めに、本規程改正の趣旨でございますが、第23号議案と同様に、府中市立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、関連規程である本規程の改正を行うものです。

次に、改正の内容でございますが、お手元の新旧対照表をお開き願います。

まず、第7条の条文を削除いたします。これは、学校職員の休暇処理に関する規定に同趣旨の規定がございまして、その規定の重複に伴う整理でございます。

次に、第11条中「学校長」を「上司」と改めます。これは校長、副校長を合わせ上司とする文言整理でございます。

施行日は平成20年4月1日です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。第22号議案、第23号議案、第24号議案の説明をいただきましたが、第22号議案からまいりましょうか。第22号議案、府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則、何かご意見ございますか。はい、お願いします。

○委員（崎山 弘君） 第22号議案から、やはり関連になってしまうのですけれども、今回、これを拝見させていただくと、副校長に、例えば勤務に関する権限がかなり移るような気配があるわけですが、ちょっとそれで関連することになるのですけれども、第23号議案の方にいくと、副校長がもしいなければ、あらかじめ指定している主幹教諭が担当するということになるわけです。これが4月1日から実施されるということは、場合によっては4月1日に副校長が病気などでいない場合は、主幹教諭が担当するところが出るということも考えられるわけですね。その場合、私が知らないだけかもしれませんが、校長、副校長というのは、やはりそれなりに管理者研修というものを受けて、手続的なこと、あるいは理念というもの全部承知の上で、校長、副校長をやっていると思うのですけれども、いきなりこの主幹教諭がそのまま、この業務をつかさどることができるだけの、あらかじめ研修みたいなものは受けているのかどうかということについて、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（久芳美恵子君） いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○学校教育部副参事（酒井 泰君） 主幹教諭に関しましては、やはり現在も副校長を助けるという形の意味で勤務してございますので、研修会等も、主幹研修といったものをしてございますので、学校経営等に参画するといった意識といったものは、現在も持っているところですが、今、委員ご指摘のようなことに関しましては、特に法令上の変更でございますので、十分、学校の方には周知徹底を図っていきたく思っております。

なお、今回、学校教育法において、主幹教諭に関しましては、監督権を有する職ということで明確に規定されてございますので、従来の主幹とは違う形ですので、この辺もあわせて意識づけをしていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかに第22号議案については、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員（新海 功君） ただいま崎山先生が心配された部分があるかなと思うわけでありませうけれども、そこについては、主幹教諭の意識づけなり研修なりをやりたいと思っています。

この第22号議案というのは、教育長の権限というのは、これまでは校長に委任をしておいたのです。それを校長と副校長に委任をするということで、例えば、校長を見てみると、13項目あるわけですね。この中で（1）とか（2）とか（13）を除いたら、校長は副校長に権限を持たせるわけです。下の第2項の（1）から（10）まで、これについては副校長が、いわゆる一般職員である教育職に対して権限を行使するという形になるのです。そういう中で、先ほど出てきた主幹教諭は、その監督権を有するという部分が出てくるという、そういう形になっております。

そういうことですから、そのところは、かなり慎重に進めていかなければいけないし、研修を重ねていかなければいけない、早々にやっていかなければいけない、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

ちょっと確認でございますが、そうしますと、校長に委任されるもので、校長だけが決定できる部分としては、(1)の勤務時間の割り振り、休憩時間、そして(10)の扶養手当の認定及び給与の減額免除に関する事、そして(13)の教育に係る兼職若しくは事業等の従事の承認に関する事ということなのが、校長の専任の権限事項になるということの理解でよろしいですか。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） そのとおりでございます。

○委員長（久芳美恵子君） ほかにございますでしょうか。はい、お願いします。

○委員（谷合隆一君） すみません、これ、全体的になのですが、今回のこの改正によりまして、ちょっとイメージ的には、副校長さんの責任ですとか、仕事量とかが、何か増えるような感じがするのですが、実際にバランス的に現行から見て、もちろん、こういう制度の改正というのは、よりスムーズにバランスがとれるようになるのが一番いいのしょうけれども、実際にどんな状況なのでしょう。何か文章だけ見ると、副校長の仕事が増えたような気がするのですが、どうでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） いかがでしょうか。お願いします。

○学校教育部副参事（酒井 泰君） 今回の改正では、いわゆる学校教育法上に「副校長」といった形が規定されました。国では制度的に、副校長並びに教頭といったものが併存できるようなシステムというものを、国全体は描いてございます。ただ、東京都の場合には、既に平成17年度から「教頭」を「副校長」と称するという事で、副校長職という形でやってまいりました。今回、この改正にあわせて、学校教育法上とも整合性をつけるということで、今回も従来どおり「副校長」という形になりましたが、今回は学校教育法上も副校長という位置づけでございますが、あわせて、国では併存が可能である教頭職といったものを東京都は置かないということになっています。その関係で、副校長が、いわゆる教頭職の部分、いわゆる児童・生徒の教育をつかさどるといった部分も、副校長の職務として明記されているといった部分は、大きな違いかなと思います。

ただ、今、委員からご質問のございました、いわゆる副校長の職務が、非常にこれによってすごく多くなるのではないかとということでございますが、むしろ今回、このような法令の整備によりまして、より権限が明確になったということで、校長先生と役割分担が明確になって、組織としての意思決定が速やかにいく、スムーズにいくのだということで、職務上の量としては、そんなに大きく変わってはいないと、私どもは理解してございます。むしろ、学校としての意思決定といったものの組織的なものがスムーズにいくという改善だと理解しています。

○委員（新海 功君） 今のにつけ足して言いますと、これまでは校長の命を受けてやっていたわけで、今までもやっていなかったわけではなくて、ちゃんとやっていたわけ。そのところが副校長の権限としてやるというふうに、そこが明確になった、すっきりしたという、そういうことで、量が増えた、仕事量が増えたということとは違うのではないかなと思う

のですけれども。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ちょっと議案の審議が後先になりますが、第22号議案、府中市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部を改正する規則について、承認いたします。

それでは、第23号議案、府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程について、協議いたします。いかがでしょうか。第23号議案でございますが、何かご質問はございますか。はい、お願いします。

○委員（谷合隆一君） 先ほど、役割が明確化されたということで、事案の決定は、校長、副校長、それぞれが決められたとおりに行うということがはっきりしてきたということですが、新たな事案の決定に関しては、新たな事案が起きた場合に、その決定をどちらがやるのかというのは、どこで決めていかれるのでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） 新たな事案といいますと、例えば。

○委員（谷合隆一君） 新たな問題といいますか、決めなければいけないことというのが、起こり得る可能性というのはないのでしょうか。学校の運営上、初めて出てきた問題ですか、そういったことというのは、特に起きる可能性はないのでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） その件に関しまして、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事（酒井 泰君） 今のご質問に関しましては、絶対ないかということは、これは言い切れないところでございますが、まず、いろいろな項目の中で、どこかで入ることだと思っておりますが、もし判断に迷うようなことがございますれば、当然、学校長の権限の中で判断していくものだと思っております。ただ、それにつきましても、規定にないことを勝手にというわけにはまいりませんので、そういった問題が今後、万が一生じるようなことがございましたら、またこういった形で、きちんと権限を明確にしていくことの手続も必要になってくるかなと思っておりますが、今、第一義的には、現在のところは、今回の新たな規定の中で、範疇でおさまるものと考えてございます。

○委員長（久芳美恵子君） ほかにございますか。はい、お願いいたします。

○委員（新海 功君） 別表の第4条関係の中で、ここに如実に出ているというのは、例えば旧の方では、区分校長欄5の教育職員の超過勤務に関することというのが、新しい方では、副校長の超過勤務に関すること、だから、これが校長から副校長に移っているというのが、ここでわかりますね。それから、区分教頭欄5の職務専念義務の免除に関することで、「適法な交渉及びその準備を行う場合並びに」というところがありますけれども、このところが、これは同じように教頭から副校長になるわけではありますが、新の区分副校長欄5のところに「適法な交渉を行う場合、その他、教育長が別に定める場合」ということで、「準備」が入らないということが明記されているということでもあります。こういったところに特徴があるかと思えます。

○委員長（久芳美恵子君） 「準備を行う」の「準備」というのは、例えば具体的にどのようなことを指すのか。

○学校教育部副参事（酒井 泰君） それに関しましては、協議する内容をこういった形でと

いう、事前の準備の打ち合わせというか、協議などを指していることでございます。

○委員長（久芳美恵子君） はい、わかりました。ありがとうございます。

その他、ございますか。ないようでございますので、第23号議案、府中市立学校における事案決定に関する規程の一部を改正する規程について、了承いたします。

それでは、第24号議案、府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程について審議いたします。いかがでございましょうか。第7条は重複のために削除されたということ、そして第11条、これは文言の整理でございますね。

そこで、一つ伺ってよろしいでしょうか。この「学校長」から「上司」という文言になりまして、上司は校長並びに副校長を指すというご説明でしたが、この上司という言葉は、ほかにどんなところで使われているのでしょうか。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） 上司という言葉でございますが、教職員服務規程の中で、その他の条文につきましても、上司という言葉で、例えば第9条につきましても、上司の指示を受け、また、上司に報告しなければならない、そういう形で、基本的に上司という言葉を使っておりましたが、この週休日等の登校につきましては学校長という形になっておりましたので、ここもその「上司」という言葉に合わせて整理するものでございます。

○委員長（久芳美恵子君） はい、わかりました。教職員の服務規程の中で、上司という言葉が多く使われているということでございますね。それは教職員の服務規程の中の教職員というのは、先ほど第23号議案の備考のところにございました教育職員という、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭と同様であると理解してよろしいでしょうか。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） ここで言います職員といいますのは、教育職員ではございませんで、第22号議案の中に出てまいります、都費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する都費負担職員）、こちらを指しておりますので、教職員と、あと都費の事務職員、栄養職員も含まれたものでございます。

○委員長（久芳美恵子君） 都費の負担の教職員とその他の職員というふうに…。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） 都費負担教職員の中に、先ほど出てまいりました教育職員と、あと事務職員、栄養職員が合わせて都費負担職員でございます。

○委員長（久芳美恵子君） わかりました。ありがとうございます。

第24号議案について、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○委員（崎山 弘君） すみません、同じ部分なのですが、この上司というのが、旧の方では学校長だけだったのが、複数になったので「上司」というふうにしたということですが、これも、これは、いわゆる直属の上司という意味なのでしょうか。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） この上司というものにつきましては、副校長につきましては、校長が上司になります。副校長以外の職員につきましては、副校長が上司になります。直属の上司という意味でございます。

○委員長（久芳美恵子君） よろしいですか。

○委員（崎山 弘君） はい。

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第24号議案、府中市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規程について承認いたします。

第22号議案から第24号議案まで、先に審議をいたしました。

それでは、第14号議案に戻りますが、第14号議案に関連の議案を決定いたしました、第14号議案の審議でございますが、何かご質問、ご意見等ございましたら、どうぞ。先に細かい議案の方を審議いたしましたので、大分わかりやすくなったのではないかと思います、いかがでしょうか。

第14号議案に関しましては、副校長、そして主幹教諭の名称と、そして職務の規定をしたことが中心だと思いますが、第18条の2に関しましては、学校評価の規定をここに加えたということだと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問等はございますでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員(新海 功君) 第7条第4項の、いわゆる副校長ということの中の職務を規定した部分でありますけれども、副校長がつかさどる校務は、所属職員の服務に関する事務の一部とし、その範囲は、教育委員会が別に定めるといふ、この部分なのですね。これは原案の段階では、収入支出及び契約に関することとなっていたのだけれども、収入支出及び契約というのは、小中学校においては、これは校長の権限でして、これらに関することは副校長の権限にはならないという部分が大事なところかなと思いますので、確認をさせていただいたところです。

○学校教育部副参事(酒井 泰君) 補足をさせていただきますと、第7条第4項に書いてございますとおり、服務に関する事務の一部ということになっていきますので、原案では、収入とか契約とかといった部分も、支出及び契約の部分も入ってございましたけれども、今回、先ほど説明があったように、これに関しましては、やはり校長の権限に属するという形の方が妥当であるということで、今回はそれは副校長の権限ということにはなっておりませんので、従来どおり校長の権限ということにしてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(久芳美恵子君) ありがとうございます。

○委員(新海 功君) では、もう一度確認をさせてもらいますが、収入支出及び契約に関することは校長の権限として残すということですね。そうすると、事務の一部というのと、どういふ点が出てくるかという、そこのところをちょっと説明していただけますか。

○学校教育部副参事(酒井 泰君) 先ほどご審議いただきました第22号議案のところでございますが、校長並びに副校長の、いわゆる職務の内容で、やはり校長に一部残るものと、副校長に譲るものという形で区別されていたと思います。ですから、そこの中で、服務に関する一部ということは、すべてが全部、副校長に委任されるわけではないということでございます。そのようにご理解いただければと思います。

○委員長(久芳美恵子君) ありがとうございます。

いかがでございますか、第14号議案についてですが。

それでは、第14号議案、府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、決定いたします。ありがとうございました。

————— ◇ —————

◎第15号議案 府中市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則

○委員長(久芳美恵子君) それでは、第15号議案の朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(久芳美恵子君) 説明をお願いいたします。

○指導室長補佐(佐々木政彦君) 府中市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する

規則について、ご説明申しあげます。

初めに、本規則制定の趣旨でございますが、東京都教育委員会では、都立学校の教職員の時間内組合活動に関する職務専念義務免除と、給与減額免除の申請書類につきまして、より適正に手続が行われるよう、新様式を定める内容の規則改正を行い、市町村教育委員会にも、市町村立学校職員に関して、同様の関係規定の整備をするようにとの依頼がございました。

職務専念義務免除の申請は、教職員の服務に関する手続であり、適正かつ適切な事務処理が行われる必要があることから、本市におきましても、新たに規則を制定し、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、制定規則の内容でございますが、お手元の議案書をお開き願います。

第1条は目的で、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する教職員、いわゆる都費負担教職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めることを目的としております。

第2条は、職務に専念する義務を免除される場合で、記載の9項目でございます。この9項目につきましては、都の規定と同様です。

第3条は、専念義務免除の承認権者で、学校長については教育長が、学校長以外の職にある者については学校長が承認権者となっております。

第4条は、職務専念義務免除の申請で、申請様式について規定しております。冒頭にご説明いたしました時間内組合活動に関する申請書類につきましては、お手元にお配りしております第1号様式、職務専念義務免除申請簿兼給与減額免除申請簿、こちらの専用様式を使用することとなります。この第1号様式につきましては、本規則の中で定める様式でございますので、議案の中に含まれるものです。本日の配付となりましたが、よろしく願い申し上げます。

なお、組合活動以外の専念義務免除の申請は、第4条第1項に示してございますとおり、学校職員の休暇処理に関する規程第2条に定められた、休暇・職免等処理簿を使用することになっておりますので、本規則には様式は載せてございません。

施行日は平成20年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

それでは、この議案に関して、何かご質問等はございますでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員（崎山 弘君） 説明を私がよく理解できていなかったのかもしれませんが、今回のこの規則というのは、なかったと考えるとよろしいでしょうか。要するに、今まではこれに類するような条例は府中市に、これは第1条を見ると、府中市の職員に対しては条例があったのだけれども、いわゆる都費の教職員に対しては、そういう規則がなかったから、新たに作りましたというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） はい、お願いいたします。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） ただいまのご質問でございますが、第1条にありますように、市の職員に関する条例というものはございましたが、教職員に関する規則というものはございませんでしたので、ここで新たに制定するというものです。

○委員（新海 功君） 規則の上に、いわゆる職員の条例があつて、6月に市の市議会の方

で一部改正を予定している中に、教職員を含むという形で明示をしていく、そういう運びになっていくかということです。今まで、都から様式変更が出てきたわけでありましてけれども、この部分を定めていなかったということです。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

1点、ちょっと教えていただきたいのは、第3条に、承認権者の問題なのですが、2の「1に掲げる職以外の職にある者」、これは「市立学校長又はこれに準ずる者」というのは、これは副校長というふうに明記されなかったのはなぜでしょうか。

○指導室長補佐（佐々木政彦君） 「市立学校長又はこれに準ずる者」の「準ずる者」の意味でございますが、こちら、副校長という意味ではなくて、例えば校長が長期休業になった場合に、副校長が校長代理となる場合がございます。そうした場合に、校長代理となった副校長が、これに準ずる者に当たるということです。そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（久芳美恵子君） そうすると、あくまでも承認をする者は学校長であると。その職務の代理になった場合は副校長がということでございますね。はい、ありがとうございました。

ほかにかがでございましょうか。

ないようですので、それでは第15号議案、府中市立学校教職員の職務に専念する義務の免除に関する規則について、決定いたします。



◎第16号議案 府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第16号議案、朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いいたします。

○指導室副主幹（師岡政行君） ただいま議題となりました府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明申し上げます。

このたびの改正は、府中市新施設オンラインシステム、これは市政情報センターであるとか、あるいは市役所西側玄関等、あるいは文化センターに機械が設置されてございますが、申し込みのお金を入れると施設利用券が出てくるというシステム化をされたという意味です。そのオンラインシステムの開始に伴いまして、施設利用申込書と施設利用券の形状、大きさであるとか印字の方法等が一部変更になりましたので、規則の一部改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。まず初めに、施設利用申込書につきましては、今までは色もブルーのノーカーボン用紙2枚複写で、大きさがB5判でございました。そして専用の印刷機から印刷されてきたものが、大きさがこのたびはA4判と一回り大きくなりまして、また、印刷が普通の印刷機から自動的に、白の再生用紙で打ち出されてくるという形になりました。内容につきましては、システムの変更によりまして、文字の打ち出される位置が多少変わりましたが、申込方法等、本体にかかわる、そのものが変更になったということではございません。

次のページをお願いいたします。これは施設の利用券ですが、今までは複写になっていた2枚目がそうでございますが、今回は別々に、ちょっと間をあけて出てまいります。説明申し上げました申込書と同様に、大きさ等の形状の変更でございます。

以上で、簡単ではございますが、ご説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） オンラインシステムの導入による申込書等の書類の変更ということでございますが、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員（崎山 弘君） 本質的な内容ではないのかもしれませんが、こういうものは大体、平成とか年号であらわすのが慣例なのでしょう。なぜかという、平成が永久に続くわけではないですから、いつか変わるわけですが、そのとき、また読みかえをしたり、また審議したりすることが出てくるわけです。私なんか、カルテを書いている、西暦で書いた方がずっと使えるから便利だったりするのですけれども、システム的に、これはもう平成というのは常識的なもので、これでよいということなのでしょう。

○委員長（久芳美恵子君） お願いいたします。

○指導室副主幹（師岡政行君） 今の委員さんのご質問でございます。これが一般的に、常識的にということでは、あるかないか、ちょっとここではお答えが難しいところです。今回の施設利用申込書等々、私ども教育センターだけではなく、いろいろな各施設一斉に、また、その他のものについて、打ち出されるものが2種類ということをお伺いしております。例えば08、あるいは09と打ち出される、平成で打ち出していくという形、恐らく総務部情報システム課の方も、大変いろいろと協議をされたと思いますが、今回につきましては、平成という年号に、そのまますべて打ち出していく。私どもが、今、行っております執行伝票等々につきましても、このような形をとっておりますので、恐らくその形のシステムを取り入れたのではないかと、そんなふうに思います。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ちょっとお聞きしたいのですが、旧と新と変わらないところなので、これは私の浅学のゆえなのですが、申込者住所がございませぬ。住所から団体名の、その間にある、これは何でございませぬ。

○指導室副主幹（師岡政行君） すみません、「方書」のところよろしいでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） はい。

○指導室副主幹（師岡政行君） 例えばマンションの何々マンションの3階のどこか、あるいは何々方とかにお住まいになっている方、住民票の記載の形で記載されております。

○委員長（久芳美恵子君） そうですか。いわゆる包括的に言って、住所というものに含まれるところですか。肩書きですと、その方の役職であるとかですが、これで皆さんは、申請者の方はあまり疑問を抱かないで、そのまま住所をお書きになるのでしょうか。

○指導室副主幹（師岡政行君） これは一つのスタイルで、住所、方書、団体名、代表者連絡先、これが一つの申込書、申請書の一般的なスタイルという、ちょっと役所的なわけですけれども、ほとんどご自分で、そういう方書を住所のところに書かれます。

○委員長（久芳美恵子君） はい、どうぞ。

○委員（崎山 弘君） 私が不思議に思わなかったのは、例えば医者や団体の患者の会なんかをつくると、だれかの住所にしなければいけない。郵便物が届かないんですよ。だから、府中市武蔵台三丁目崎山様方何かの団体とやるので、「様方」をつけないと郵便物が届かないので、だから普通、方書、だから団体等に、バドミントン協会なんて大きなものでしょうけれども、何か新しいスポーツ団体ができたりすると、住所をつくるために、やっぱりだれかの何々様方がないといけないうふうには思っています。

○委員長（久芳美恵子君） はい、ありがとうございました。なかなか団体にかかわっておりませんので、わかりませんでしたけれども、おっしゃられてみれば、そのとおりだなというふうに思いました。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

それでは、第16号議案、府中市立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について決定いたします。



◎第17号機案 府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程

○委員長（久芳美恵子君） 第17号議案、朗読をお願いします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いいたします。

○総務課長補佐（今永 昇君） ただいま議題となりました第17号議案、府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程につきまして、ご説明いたします。

この規程は、平成20年4月に予定しております、生涯学習部の事務が市長部局に補助執行となる関係に伴うもの、及び市長部局の組織改正に伴う課名称の改正によるものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。右側のページ、第2条第2号中の「課、室及び館」を、左側のページのとおり「課及び室」に改めるもの。

また、右側のページになりますが、第3条第3号中の「、美術館を除く館の館長、美術館副館長」を削除するものです。また、同条第5号にて「、給食センター、教育センター及び健康センターの所長」とあったものを、「健康センター」の部分削除しまして、「、給食センター及び教育センターの所長」と改めるものでございます。

次に、第6条でございしますが、教育長は、後半の部分になりますが、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」という規定ですが、生涯学習部門の関係事務が市長部局に補助執行となることから、「すべて」の文言を削除するものです。

第7条は、先ほどの第2条、第3条と同様で、「課長及び室長」に改めるものです。

次に、別表の内容になりますが、次のページをお願いします。

初めに、共通権限規程でございしますが、135番のパブリック・コメントの規定の合議先の欄が「企画課長」となっておりますが、組織改正によりまして、左側のページのとおり「政策課長」と改定するものです。

次に、個別権限の規程になります。表題に「学校教育部」とありますが、これを「教育部」に改めます。

次に、学校教育部の総務課総務係ですが、53、54、55として就学援助の規定がありますが、これらの事務を左側のページのとおり削除しまして、総務課の欄の次にありますように、学務保健課学務係に権限を移します。この理由でございしますが、学務保健課学務係は、入学児童・生徒の名簿を作成するといった事務を所管しておりますので、児童・生徒の情報の有効活用の観点から、事務の移管をするものです。

また、総務課の事務として、左側のページの総務課総務係の65番として、新たに「市長部局との連絡調整に関すること。」を加えております。このことは、今回の生涯学習部門の市長部局への事務移管となる関係で、より密接な関係を確保するためのものでございます。

次に、右側のページの下の方になります。生涯学習部の関係になりますが、生涯学習課を初めとしまして、体育課、図書館、美術館の関係となりますが、市長部局への事務移管となりますので、それぞれ削除するものです。

付則としまして、この規程は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

補助執行に伴う組織改正に伴う改正でございますが、後半の方の左側が白いところを見ますと、この改定の大きいことを、今さらながらに実感しております。規程の一部の改正でございますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、第17号議案、府中市教育委員会事務局職務権限規程の一部を改正する規程について、決定いたします。



◎第18号議案 府中市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第18号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いいたします。

○総務課長補佐（今永 昇君） ただいま議題となりました第18号議案、府中市教育委員会公印規程の一部を改正する規程につきまして、ご説明をいたします。

改定内容でございますが、組織改正に伴う部名称の改正、生涯学習部門の市長部局への事務移管に伴う公印規程の削除でございます。

恐れ入ります、7ページほどめくっていただきますと、新旧対照表がございますので、よろしく申し上げます。

第6条にあります教育委員会事務局学校教育部の部分における「学校教育部」を、左側のページのとおり「教育部」と改正します。

次に、別表第1になります。表の右側の端が公印管守者となりますが、それぞれ「学校教育部」を左側のページのとおり「教育部」に改めるものです。

次ページをお願いします。上2行の公印は図書館にかかわるものでございますが、事務の移管に伴い削除するものです。

それ以降は、組織改正の関係による部名称の改定及び事務の移管に伴う削除となっております。

付則としまして、この規程は平成20年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） こちらも組織改正に伴う公印の変更ということでございます。何かご質問ございませんか。

では、第18号議案、府中市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について、決定いたします。



◎第19号議案 府中市美術館運営規程の一部を改正する規程

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第19号議案、よろしくをお願いいたします。

(事務局朗読)

○委員長(久芳美恵子君) 説明をお願いいたします。

○美術館副館長(石井順子君) ただいま議題となりました第19号議案、府中市美術館運営規程の一部を改定する規程につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成20年4月に予定されます組織改正に伴いまして、市長部局に移管された美術館の運営について、所要の改正を行うものでございます。

説明は、新旧対照表に基づいていたしますので、新旧対照表の方をお願いいたします。

第3条は、館長の職務についての規定でございますが、表中の「教育長」を、市長部局に移管するために「教育委員会」に改めます。

次に、第4条は、副館長の職務についての規定でございますが、表中の「副館長は、府中市教育委員会事務局職務権限規程に定める職務を行い、権限を行使するほか、館長を補佐し、館長に事故あるときはその職務を代行する。」を、市長部局に移管するため、「副館長は、府中市職務権限規程に定めるもののほか、府中市教育委員会事務局職務権限規程の例により職務を行い、権限を行使するほか、館長を補佐し、館長に事故あるときはその職務を代行する。」に改めます。

付則では、平成20年4月1日からの施行につきまして定めております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長(久芳美恵子君) 第19号議案について、いかがでございますか。はい、お願いいたします。

○委員(崎山 弘君) 何点か教えてもらいたいのですけれども、新旧対照表の新しい方の教育委員会職務権限規程、括弧の次の「例により」の「例」、この漢字の「例」というのは、私は初めて見たのですが、この「例」というのは何を具体的に指すのでしょうか。

○委員長(久芳美恵子君) はい、お願いいたします。

○美術館副館長(石井順子君) 委員会の方の個別権限の施行につきましては、府中市の市長部局の方の職務権限規程の方での対応となるのですけれども、教育委員会における共通権限事項につきましては、まだ教育委員会事務局の方の職務権限規程の例によるということが出てくる可能性がございますので、その部分として掲げてございます。

○委員長(久芳美恵子君) 恐らく崎山委員は、その「例」という、具体的にはどういうことがあるのかということのご質問ではなかったかなと思うのですが、もし…。

○委員(崎山 弘君) 行政の言葉として、「例」というのは、例えば「施行令」とか、字は違いますが、そういう文章化されたものがあるのか、それとも、ただ「例」というと、普通の日本語の例というのは、こんな具体例がありますみたいな「例」にしか読めないのですけれども、この行政上の言葉による「例」というのは、何か特別な定義というものが、例えばさっきの「上司」という言葉の定義どうだったのと同じような質問で、「例」というのはどういうことになるのでしょうか。

○委員長(久芳美恵子君) お願いします。

○生涯学習部長(佐藤昌美君) 府中市には、公文をつくる時の公文例というものがございまして、法令用語ですとか、個別の行政用語、それらを一覧にしたものがございまして、この場合の「例による」は法令用語で、包括的に他の同種の事項に当てはめようとする場合に用い

るものでございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、第19号議案、府中市美術館運営規程の一部を改正する規程について、決定いたします。



◎第20号議案 平成20年度学校医の委嘱について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第20号議案、朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） それでは、説明をお願いいたします。

○学務保健課長（田中陽子君） ただいま議案となりました第20号議案、平成20年度学校医等の委嘱につきましてご説明させていただきます。

幼稚園と各小・中学校に置く学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきましては、学校保健法第16条の規定に基づき、教育委員会が行うことでございます。

平成20年度におきましては、内科医が36名、精神保健科医が2名、眼科医12名、耳鼻科医8名、歯科医36名、そして薬剤師34名、合計128名の先生方の委嘱をお願いするものです。

このたび学校医等として提案させていただいております先生方につきましては、府中市医師会、歯科医師会及び薬剤師会から、それぞれご推薦いただいた方々でございます。

なお、委嘱の期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間を予定しております。

また、平成20年度から新たに学校医等をお願いいたしました先生でございますが、最後のページでございますが、平成20年度学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、平成20年度ですが、内科医の隠岐直紀先生、布野健一先生、眼科医の弓狩健一先生、歯科医の太田高之先生、渡邊康文先生、平田正憲先生、また薬剤師の藤井正史先生が、新たに学校医として委嘱いたします。

新医師名に書かれているその他の先生方は、既に他校の学校医をお願いしておりますが、平山先生は第五小学校と兼務で、飯島先生は第十小学校と小柳小学校から、第三小学校、第三中学校にかわり、大濱先生は小柳小学校と兼務で委嘱するものでございます。

その他の先生方につきましては、平成19年度に引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

また、規約で定めてございます定年でおやめになる先生は、第十小学校の内科医の小林信一先生、矢崎小学校の平林竹一先生、眼科医の瀧川秀夫先生、第十小学校の歯科医の中村勝彦先生、本宿小学校歯科医の清水満彦先生、若松小学校歯科医の井上一先生、新町小学校の薬剤師の藤原聖子先生の7人です。7人の先生方は、長年にわたり府中市の学校医として貢献くださいました。また、眼科医で第二小学校の高橋先生は、ご都合で退任されますが、8人の先生方に府中市教育委員会より感謝状と記念品を贈るよう、準備を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。学校医128名ですね。平成20年度

の先生方ですが、何かご質問ございますでしょうか。

一つ教えていただきたいのですが、おやめになられた8人の先生方に感謝状をというお話ですけれども、これは何年間、学校医をお務めになったというような、そういう規定というのはいかがでしょうか。

○学務保健課長（田中陽子君） これにつきましては、学校医をしてくださった先生方に贈るもので、何年間以上ということはありません。20年表彰とか30年表彰は、市民表彰として行っております。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

特にご意見はないと思いますので、それでは第20号議案、平成20年度学校医の委嘱について、決定をいたします。



◎第21号議案 平成20年度府中市美術館企画展観覧料について

○委員長（久芳美恵子君） 次に、第21号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（久芳美恵子君） 説明をお願いいたします。

○美術館副館長補佐（山村仁志君） それでは、第21号議案、平成20年度府中市美術館企画展観覧料について、ご説明いたします。

美術館の企画展観覧料は、府中市美術館条例第7条に基づいて、平成20年度における美術館企画展観覧料について定めるものでございます。

お手元のピンク色の年間スケジュールを一緒にご覧ください。平成20年度は、6回の展覧会を予定しております。そのうち（3）の「パリーニューヨーク20世紀絵画の流れ」は、全国巡回展で、ニューヨーク郊外にある名門大学バスター大学のコレクションを日本で初公開するものであり、近代美術の巨匠ピカソ、マチスのパリから、アメリカ絵画を代表するポロックまで86点を展示します。

以下、（2）は韓国の現代美術を紹介する巡回展、（4）と（6）は本美術館だけのプチ企画展で、（1）と（5）は本館所蔵作品を中心にして企画した所蔵品展です。

観覧料は記載のとおり、所蔵品展が300円で、一番規模の大きいパリーニューヨーク展が800円となっております。

各展覧会の会期と、高校・大学生、そして小・中学生の観覧料は、記載のとおりとなっております。市内在住で、学びのパスポートを持っている小・中学生は無料です。

また、20人以上の団体は、それぞれ個人観覧料の2割引とし、年間を通して何度でも利用できるメンバーシップ料金については、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。毎年度、非常によい企画を立てていただいておりますが、今年度も6本の企画ということでございます。いかがでしょうか。

それでは、第21号議案、平成20年度府中市美術館企画展観覧料について、決定をいたします。よろしく願いをいたします。



◎寄付に対する感謝状の贈呈について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、第22号議案、第23号議案、第24号議案については、先ほど審議をいたしましたので、これからは報告・連絡でございます。

報告・連絡（1）について、総務課、お願いいたします。

○総務課長補佐（今永 昇君） 寄付に対する感謝状の贈呈について、資料1をもとにご説明いたします。

今回は2件ございまして、まず最初に、府中市立府中第三中学校に対するものでございまして、寄付品はレクチャーアンプ、壁掛け黒板ほかでございまして、合計49万5,504円という金額になっております。寄付された方は、府中市立府中第三中学校顧問会の会長、林辰男氏、府中市立府中第三中学校同窓会会長、朝倉隆氏でございます。受領日は平成20年2月29日でございます。

もう1件でございますが、こちらは府中市立府中第一小学校に対するもので、卓球台1台、価格は20万7,900円、寄付された方はどんぐり卓球クラブとなっております。受領日は平成20年3月13日でございます。

いずれも価格が10万円以上となりますので、府中市教育委員会表彰規定により、感謝状贈呈の対象となりますので、感謝状を贈呈したいと考えております。

以上で報告を終わります。

○委員長（久芳美恵子君） 何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですね。

それでは、報告・連絡（1）寄付に対する感謝状の贈呈について、了承いたします。



◎府中私立幼稚園等園児の保護者に対する入園料補助金交付要綱について

○委員長（久芳美恵子君） 報告・連絡（2）について、学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長（田中陽子君） 府中市私立幼稚園等園児の保護者に対する入園料補助金交付要綱について、資料2に基づきご説明いたします。

この補助金は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して補助金を交付することにより、保護者の負担軽減をし、もって幼稚園教育の充実を図ることを目的とし、平成20年度の新規事業でございます。平成20年度から新たに入園する3歳児、4歳児、5歳児の保護者に対し、入園料補助として1万円を交付いたします。補助金を交付する人数は1,260人を見込んでいます。

次に、用語の定義、補助金交付対象、補助の基準、補助の額、補助金の交付申請、補助金の交付決定、補助金に関する調査、補助金の交付の取消し及び返還命令、その他については記載のとおりでございます。

なお、この要綱は、平成20年4月1日から適用するものです。

第1号様式は申請書、第2号様式は決定通知書でございます。参考までに添付いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○委員（崎山 弘君） 1人、1年度につき1回というのはわかるのですが、3歳のときに入園して、1回退園して、5歳でもう1回、別の園に入園したら、これはどうなるのでしょうか。2回もらえるのでしょうか。

○学務保健課長（田中陽子君） その場合も1回でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ちょっと私も一つ教えていただきたいのは、入園料というのは、1回に限り1万円ということであれば、いかなるところでも可ということなんでしょうか。

○学務保健課長（田中陽子君） これについては、幼稚園と幼稚園類似施設のみが対象になります。ですので、心障センターとか、そういうところは対象外になります。また、公立幼稚園は対象外です。

○委員長（久芳美恵子君） わかりました。

よろしいでしょうか。平成20年度の新規の事業ということでございますが、それでは、報告・連絡（2）府中市私立幼稚園等園児の保護者に対する入園料補助金交付要綱について、了承いたします。



◎平成20年度移動教室、林間学校、自然教室の実施について

○委員長（久芳美恵子君） 報告・連絡（3）について、学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長（田中陽子君） 平成20年度八ヶ岳移動教室、日光林間学校、八ヶ岳自然教室の日程について、資料3に基づきましてご報告させていただきます。

八ヶ岳移動教室、日光林間学校、八ヶ岳自然教室は、それぞれ表に記載のと通りの日程で開催いたします。また、それぞれ委員会を設置し、検討を行い、見学先等を選定し、内容を確認しながら、安全第一に進めていきます。平成20年度も事故を起こさないように、安全を第一に、八ヶ岳移動教室、日光林間学校、八ヶ岳自然教室を開催してまいります。

なお、平成20年度は、小学校の移動教室を教育委員さんに視察していただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） いかがでございましょうか。ご質問とかご意見、ございますでしょうか。はい、どうぞ。お願いいたします。

○委員（北島章雄君） 八ヶ岳の移動教室の日程なのですが、これは各学校がこの日を目的として選んだのでしょうか。それとも順番か何かあるのでしょうか。

○委員長（久芳美恵子君） はい、お願いいたします。

○学務保健課長（田中陽子君） 八ヶ岳につきましては、山荘が中学校と小学校、両方で使います。それで小学校は6月と9月以降、中学校が4月から7月という形で、それぞれ使う日程を大きく決めさせていただいて、そして中で、実行委員会で検討して決定させていただいております。

○委員長（久芳美恵子君） 日にちの指定ということではなくて、ある程度、枠組みで出して、そこでいろいろ話し合いの上、決定するということだと思いますけれども、ほかによろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○委員（崎山 弘君） 以前、伺ったときに、これは2年生から1年生に移行している最中だった、中学生の方ですね。最中だったのは伺っていたところなのですが、中学生の日程を見てみると、確かに第三中学校が、1年生が4月23日に行くことになっているのですが、何か入学して、準備もそこそこという感じで、もしできることなら、もう決まってしまうていたらしやうがないのですが、ここは2年生からスタートしておいた方が、子ど

もたちは準備できたかなという気がしたのですけれども、あまりそういう配慮は、4月に入学して、いきなり清里の方でというのは、やる側としては問題ないのですか。

○委員長（久芳美恵子君） はい、お願いします。

○学務保健課長（田中陽子君） 第三中学校さんにつきましては、私どもの方で決めているのではなくて、第三中学校の1年生がオリエンテーションを兼ねて、中学校生活はこういうふうにするのだということ、また、仲間意識とか、そういう目的を持って、この日程でやっておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） そうですね。結構、友達づくりが、非常にやはり今の子どもたちの問題で、大学でもこの時期というところが非常にふえているので、友達づくりの宿泊というようなことですから、崎山先生はご心配になったと思うのですが、日程的にはいいかなという感じを持ちました。

ほかにかがででしょうか。

それでは、報告・連絡（3）について、平成20年度移動教室、林間学校、自然教室の実施について、了承いたします。



◎平成20年度府中市立学校給食会事業計画及び給食費会計予算について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、報告・連絡（4）について、同じく学務保健課、お願いいたします。

○給食担当主幹（吉野寿一君） それでは、平成20年度府中市学校給食会の事業計画及び給食費会計予算につきまして、お手元の資料に基づきましてご報告をいたします。

1の概要でございます。府中市学校給食会では、より「安全でおいしい学校給食の提供」を目標としております。

食材の選定では、安心かつ安全を基本に、原材料は国産品を、調味料は無添加の非遺伝子組換え品を使用するとともに、生産者の顔が見える府中産野菜の積極的な活用に努めてまいります。

調理では、素材からの手づくりに努めるとともに、衛生面など環境整備を進めてまいります。

献立では、安心かつ安全な食材選定や手づくり調理のもと、栄養バランスのとれた学校給食の提供に努めてまいります。

学校給食は、教育面からも大切な役割を担っております。そのため、学校給食事業の運営に当たりましては、学校や保護者、地域の皆様と連携を図るとともに、栄養士や調理員による授業、試食会などへの参画、給食時間における児童・生徒への巡回指導など、給食を「生きた教材」として活用する中で、引き続き食教育の推進に努めてまいります。

そのほか、昨年行いました「給食展・大試食会」や、ホームページの充実など、食に関する啓発活動を推進してまいります。

次に、2の給食費でございます。給食費につきましては、記載のとおりでございますが、前年度と同額でございます。

その下の、市からの補助金の関係でございますが、こちらも平成19年度と同額で、牛乳代補助が1本11円、調味料補助が給食費月額額の2.2%以内でございます。なお、予算額で申しあげますと、補助額が約4,470万円となります。

次に、3は給食実施計画でございます。学校数につきましては、新町小学校が平成20年度から給食センター方式に移行いたしますので、小学校が19校、中学校が11校で、合計で30校となります。年間の給食回数、給食センターの稼働日数とも、前年度同様でございます。

次のページの4でございますが、衛生管理、栄養技術研修計画でございます。栄養士、調理員につきまして、記載のとりの研修を計画しております。また、このほかに、東京都や市が開催いたしますさまざまな研修もございますので、できるだけ多く参加してまいりたいと考えてございます。これらの研修を通じまして、より一層の資質の向上に努めてまいります。

次に、5は衛生管理実施計画でございます。毎月2回実施しております腸内細菌検査を初めとする各種検査、調査を実施する中で、衛生管理を徹底し、事故防止を図ってまいります。

次に、6は施設及び設備の整備計画でございます。経年劣化の著しい調理場の整備を行うとともに、能力向上のための調理機器を設置し、給食センターの維持に努めてまいります。主な改修工事、調理機器の購入につきましては、記載のとおりです。

続きまして、3ページをお願いいたします。平成20年度府中市学校給食会給食費会計予算でございます。

歳入歳出予算の科目及び説明区分につきましては、前年度と同様でございます。内容につきましては、事業計画の2の給食費に掲げます数値を算出根拠といたしまして、歳入は主に保護者から徴収いたします給食費、市からの補助金、歳出につきましては、食材料費でございます。予算合計額は7億8,037万9,000円で、前年度比2,617万2,000円、3.5%の増額でございます。増額の主な理由につきましては、新町小学校のセンター移行による児童・教職員、約370食分の増によるものです。

また、本事業計画及び予算につきましては、2月21日に府中市学校給食会理事会を開催いたしまして、ご審議いただき、ご了承いただいておりますことを、あわせてご報告いたします。

今後、保護者に対しましても、お知らせをしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。学校給食事業計画でございますが、いかがでしょうか。

それでは、ちょっと私の方から2点ほどお願いいたします。

1点は、給食費の月額の問題なのですが、このところ非常に食品の物価が目覚しく上がっているという主婦としての実感なのでございますが、前年度同様であるという給食費の月額が、どういうふうな形で、増額をする場合には、どんなところを考えていって増額をなさるのかというのが1点。

もう1点は、直接、事業計画とは関係ないと思うのですが、昨年度来、ご苦勞をおかけしている給食費の未納の問題なのでございますが、その給食費の徴収に関して、具体的に平成20年度はこういうやり方をしてみたいというような、そういうようなことがおありになるでしょうか。これをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○給食担当主幹（吉野寿一君） まず1点目の食材の値上げに関する件でございますが、こちらにつきましては、確かに小麦粉を初めといたしまして、ことしの4月からパン等も値上げになるかというお話がございます。約1割から2割程度、上がるのではないかというお話があるのですが、ただ、私どもとしましては、全体の食材の動きを見る中で、今、これから調査研

究を進めていきたいというふうに思っております。それで、その調査結果をもって、給食費について適正な価格というのがどういうものであるかというのを決めていきたいなと思っておりますが、現状、私どもは、やはり子どもたちに質の低下があっては、当然いけないわけがございますので、今までと変わらぬものを提供していくために、内部努力ということで、一番には、やはり旬のものをなるべく使うことによって、安い値段で購入できるかなど。それからあと、地場産の野菜等を使用することによりまして、食材の値上げは、やはり石油の高騰によるものも、随分重い状況もございますので、その辺を踏まえて、府中だけではなくて、東京近郊のものを使用するような形も検討していきたいなと。そういった努力の中で、ことし1年は頑張っていきたいというふうに思っております。

それからあと、給食費の未納の関係につきましては、教育委員会の方にも、12月だったと思いますが、お示しをさせていただいたところですけれども、平成20年度から学校、保護者、それから教育委員会が連携した中で、一体化した形で進めていきたいというふうに考えてございまして、各学校別の給食費未納委員会の設置を初めといたしまして、あと給食費の未納者に対しましては、支払い確約書を提出していただくというような形をとっていきたい。

それからあと、具体的には、今まで滞納分というものの徴収を中心に進めておりましたが、現年度分をやはりきちんと払っていただくという方向性を決めまして、事務方としましても進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。いろいろまたご苦勞をかけると思いますが、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、報告・連絡（4）平成20年度府中市学校給食会事業計画及び給食費会計予算について、了承いたします。

◇

◎郷土の森博物館プラネタリウムの全天デジタル映像フェスティバル
開催都割引料金の設定について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、報告・連絡（5）について、文化財担当、お願いいたします。

○生涯学習課長（後藤廣史君） 文化財担当より、資料5に基づき、郷土の森博プラネタリウム春番組をご報告いたします。

既に始まっておりますが、3月15日から6月1日までの会期で、全天デジタル映像フェスティバルを開催するものです。プラネタリウムドームスクリーンいっぱい広がる全天映像、日本初公開2作品を含めて全9作を投影いたします。

また、下段にありますとおり、5月3日から6日には、子供映像フェスティバルを開催いたします。

裏面をご覧ください。9本それぞれの上映期間と内容、下段には時間表とチケットのご案内をしております。チケット料金ですが、大人の場合、プラネタリウム観覧料、通常1本400円で、5本見ますと2,000円かかりますが、1本分、割引をしまして1,600円で5本の好きな番組を選んでご覧になれるという割引のセットチケットで販売してございます。

このフェスティバルは、五藤光学研究所の全面的な協力により、開催が可能となったもので、恐らく将来的にも、こういった企画は大変難しい企画かと思しますので、ぜひこの機会にご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） 映像フェスティバルについての報告でございます。何かご質問ございますでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員（谷合隆一君） 大変しみな企画かなと思います。五藤光学さんの全面的な協力ということですが、裏面には日本初と書いてありますけれども、これは五藤光学さんの技術ということでしょうか。

○生涯学習課長（後藤廣史君） こちらは五藤光学さんの技術ということでございます。その工場が工事をされるということで、その期間、ちょうどあくものだからということで、どうだろうかというようなご提案があって、ぜひプラネタリウムをお好きな方がたくさんいらっしゃるの、何回でもお運びいただきたい、あるいはそういったチケットの販売等々で、今、とても「銀河鉄道の夜」というものが非常に人気が高かったとういこと、それを少し加工した形で、また新しい作品として上映したいということで、選んで楽しめるということで企画したものでございます。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） このチケットは、かなり格安になっているということですが、子どもたちの学びのパスポートは、これは何か関連がございますか。

○生涯学習課長（後藤廣史君） 学びのパスポートにつきましては、入園する常設展というところで使うことができますけれども、こちらのプラネタリウムの方については、子ども券ということで、大人の半額ということで、府中市民だと200円ということになります。

○委員長（久芳美恵子君） わかりました。大変しみな企画でございます。

それでは、報告・連絡（5）郷土の森博物館プラネタリウムの全天デジタル映像フェスティバル開催都割引料金の設定についての件、了承いたします。



◎寄付に対する感謝状の贈呈について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、報告・連絡（6）、体育課、お願いいたします。

○体育課長（山木健司君） 寄付に対する感謝状の贈呈につきまして、資料をもとにご説明申し上げます。

寄付採納先は、府中市立の総合体育館です。寄付していただいたものは、自動循環式ロボットマシン、アバロックス卓球ロボットⅢというもので、1式20万7,900円のもので、これは卓球の練習などによく使うものですが、片方に機械を設置しまして、自動的にボールがどンドン出でてきて、それを打ち返して練習するものです。ボールが散乱しないように、機械の周りにネットが張ってありまして、ネットに引っかかったボールは、全部、機械の下のかごに入れて、また上がってくるという、そういう機械でございます。

寄付していただきましたのは、府中市卓球連盟です。これは今回、府中市の卓球連盟が、連盟創立50周年を迎えまして、それを記念しまして、市に対して寄付をいただいたものでございます。

受領日は、平成20年3月10日です。

先ほど総務課から報告がございました感謝状の贈呈と同様に、10万円以上のものでございますので、感謝状を贈呈するものです。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） 寄付についてのご報告ですが、いかがでございますか。特段ご意見はございませんでしょうか。

それでは、報告・連絡（6）寄付に対する感謝状の贈呈について、了承いたします。



◎地区図書館の特別開館について

○委員長（久芳美恵子君） 報告・連絡（7）、図書館、お願いいたします。

○図書館長補佐（桜田利彦君） それでは、資料7に基づきまして、地区図書館の特別開館につきましてご説明をいたします。

まず、1の理由でございますが、平成19年度に図書館条例の休館日規定を改正させていただき、市内図書館の全館一斉の休館を避けることといたしましたが、平成20年度におきまして、祝日等への対応のため全館が休館する日程が生じるため、生涯学習センター図書館を除く地区図書館の一部の休館日を特別に開館し、全館一斉休館を避けるものです。

次に、2の変更内容でございますが、生涯学習センター図書館を除く地区図書館は、平成20年度の休館日のうち、次の2日を開館いたします。まず平成20年5月7日の水曜日、続きまして、平成20年11月4日の火曜日を開館といたします。

3のその他でございますが、今後、広報のほか、ホームページ、あるいは開館日カレンダー等で市民に周知してまいります。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。特別開館についてでございますが、いかがでしょうか。特にならぬようでございます。

報告・連絡（7）地区図書館の特別開館、5月7日と11月4日ということで、休館日ではありますが、開館するということでございます。よろしくお願いいたします。（7）について了承いたします。



◎平成20年度府中市美術館臨時休館日の変更について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、報告・連絡（8）について、美術館、お願いいたします。

○美術館副館長補佐（山村仁志君） それでは報告・連絡（8）について、美術館からご説明いたします。

平成20年度府中市美術館臨時休館日の変更についてですが、これは平成19年9月13日に本委員会に報告いたしました臨時休館日のうち、平成21年3月20日（金・祝）までとしていた展示替えのための休館日を、1日短縮して3月19日（木）と変更したものです。これは、集荷、展示計画の進展により、展示替えのために必要な期間が5日間から4日間に短縮可能であるとわかったことによるものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（久芳美恵子君） 美術館の臨時休館日の変更でございますが、1日短縮ということですね。いかがでしょうか。20日が祝日でございますので、来てくださる方にとっては、とても助かるなと思いました。

それでは報告・連絡（8）平成20年度府中市美術館臨時休館日の変更について、了承いたします。



◎平成20年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施について

○委員長（久芳美恵子君） それでは、報告・連絡（9）について、美術館、お願いいたします。

○美術館副館長補佐（山村仁志君） 次に、（9）平成20年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施についてご説明いたします。資料をご覧ください。

まず初めに、1の本事業の目的ですが、府中市美術館での展示作品の鑑賞を通して、美術に対する関心を高め、豊かな情操を養うとともに、自らが主体的に意欲や興味をもって鑑賞する態度を育てるものでございます。

2の主催は、府中市教育委員会を初め、記載のとおりです。

3の対象は、（1）の小学校は、第4・5・6学年のいずれかの学年、これは各学校で決定していただきます。その全児童です。（2）の中学校は、第1学年の全生徒となっております。

4の日程ですが、（1）小学校は、各学校の教育課程を調整いたしました結果、裏面に記載のとおり予定してございます。（2）の中学校は、5月1日から翌年2月末日までの間で、各学校が設定する期間中1回と定めております。

5の会場は、府中市美術館でございます。

6の鑑賞方法ですが、（1）の小学校は、当該学年の学級担任の教諭、図画工作専科教諭等が引率し、近隣校は徒歩で、他校はバスの交通手段で美術館を訪れていただくものでございます。毎年度、美術館で作成いたします「美術鑑賞のてびき」を各学校にお届けさせていただきますので、先生から配布していただき、鑑賞時間は学芸員による説明も含めて2単位時間。図画工作の授業時数として扱うことができます。

（2）の中学校は、原則として、各学校が設定した期間内に、授業時間外を利用して、生徒が直接、美術館を訪れ、自主的に鑑賞するものでございます。ただし、教育課程に位置づけ、クラス単位などでの鑑賞もできます。各校におきましては、第1学年の生徒に配布いたします「美術鑑賞の手引き」によりまして、鑑賞に必要な事前指導、事後指導を計画的に実施していただくものでございます。

7の事前説明会ですが、これは記載のとおりです。

以上で美術館からの報告を終わります。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。小中学校の子どもたちの美術鑑賞教室の件でございます。いかがでしょうか。

それでは、報告・連絡（9）平成20年度府中市立小中学校美術鑑賞教室の実施について、了承いたします。よろしくお願いいたします。

これで協議について終わります。



◎教育課程受付事務の終了について

○委員長（久芳美恵子君） その他でございますが、その他、お願いいたします。

○学校教育部副参事（酒井 泰君） ご報告を1点させていただきます。

平成20年度の府中市立学校の各学校の教育課程についてでございますが、幼稚園3園、小学校22校、中学校11校の教育課程につきましては、滞りなく受付事務を終了させていただいたことをご報告申し上げます。

今後は、今月末までに受理という形をとらせていただきますが、内容の詳細につきましては、4月、来月の定例会においてご報告をさせていただく予定となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。

それでは、詳細については4月ということですね。



◎平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について

○委員長（久芳美恵子君） はい、どうぞ。

○統括指導主事（花田 茂君） 文部科学省の全国学力・学習状況調査についてご報告申し上げます。

本件につきましては、12月の教育委員協議会におきまして、既に内容について報告するとともに、委員の皆様からご意見をいただいたものです。

その後、平成20年第1回市議会におきまして、府中市は、全国学力・学習状況調査を行わないことを決議するよう要請する陳情が提出されまして、文教委員会におきまして審議の結果、本陳情については不採択となり、さらに本会議においても不採択となりました。

本日は、このような経過もございましたので、同調査の内容について、再度、概略をご報告申し上げます。

本調査の目的でございますが、3点ありまして、1点は、国が、全国的な義務教育の機会均等の水準向上のために、児童・生徒の学力・学習状況を把握、分析し、教育の結果を検証し、改善を図るということです。

2点目に、各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、対応を図る。

そして3点目に、各学校が、各児童・生徒の学力・学習状況を把握し、教育指導や学習の改善等に役立てるというふうになってございます。

続きまして、調査対象学年、調査事項、調査日時等についてですが、これらについては、今年度、実施したものと大きく変更はございません。対象につきましては、小学校6年生と中学校3年生の全児童・生徒となっております。

なお、調査を実施する日時については、平成20年4月22日、火曜日となっております。

以上でございます。

○委員長（久芳美恵子君） ありがとうございます。今年度の実施は4月22日ということでございますね。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。はい、お願いいたします。

○委員(新海 功君) ただいまの説明にあったとおりなのですが、改めて確認をさせていただく方がいかなと思いますので、よろしくお願いします。

今、お話しした全国学力・学習状況調査については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する行政調査という側面、それから目的を3点、言われましたけれども、学校が児童・生徒の学習の課題の資料として指導に生かすという教育活動の面で考えておりますので、平成20年度も府中市教育委員会の責任と権限により、適正に実施していきますが、よろしいでしょうか、確認させていただきます。よろしいですね。

○委員長(久芳美恵子君) この件に関しましては、先月、私も教育委員報告の中でお話ししたと思うのですが、府教研も今年度、数学について先生方が、その結果について分析していただいて、府中の子どもたちが、どこが得意でどこが苦手かということを分析していただいた、その発表がございました。そういうものを利用して、各学校が子どもたちの教育に資していたければ、本当に有効な資料ではないかというふうに、個人的には思っています。

よろしいですね。それでは、確認いたしました。



◎教育委員報告

○委員長(久芳美恵子君) それでは、教育委員報告にまいります。報告をお願いいたします。

○委員(谷合隆一君) 谷合から報告いたします。

3月は18日、小柳幼稚園の修了式に参加をいたしました。大変、天気の良い日で、修了児57名が卒園していきました。幼稚園ぐらいのお子さんが、園長先生から修了証書をいただいて、そのまま親御さんのもとに手渡しに行く姿を、全員を見ておまして、本当に、もちろん本人もうれしかったり、また、学校に上がることを楽しみにしたりしているのですが、親御さんの顔を見ておまして、本当に入園したときのことを思い出しているのか、皆さん、本当に大きくなった子どもの姿を見て、目をうるませておまして、あわせて私も目がうるんでまいりました。大変いい式だったと思います。

翌日、中学校の卒業証書授与式は第三中学校の方に伺わせていただきまして、幼稚園の子たちも大変立派だったのですが、さすがに中学生はもっと立派で、きっちりとした式が行われておりました。

先ほど府中第三中学校への寄付品への感謝状贈呈ということもお話がありましたけれども、卒業式の後に、こちらの贈呈式も行われまして、第三中学校の顧問会、また同窓会の方から、大切に使ってくださいということで目録を渡されました。

式が終わって、卒業生はそれぞれのクラスに戻るのかと思ったら、新しくできた校舎の吹き抜けの部分にみんな自然と集まり始めて、10日ほど前に行った合唱祭の学年で歌った曲をもう一度歌いたいということで、吹き抜けのホールに全員が集まりまして、2曲、披露していました。楽器は電子ピアノのようなものをすぐに持ってきまして、吹き抜けの中に指揮台も入っていましたけれども、その指揮台に生徒が乗って指揮をしまして、もちろん伴奏も、あまり大きい音ではありませんでしたけれども、自然とみんなが手をつなぎ出しまして、2曲歌っているのを、参加された保護者の皆さんも、昇降口側から見せていただいて、構造上なのか、大変、吹き抜けに音が響いて、校舎ができたばかりなので、初めてのことだったと思いますが、こんないい企画なら、毎年恒例になっていくのではないかなんていうことを思いました。練習を

しているということは、校長からも伺っていたのですが、実際に歌うということを知りまして、私も、では聞いてから帰ろうと思って、2曲聞いてきました。大変いい卒業式でした。

谷合からは、以上です。

○委員（北島章雄君） 北島から報告させていただきます。

私も、3月18日、矢崎幼稚園の修了式へ出席させていただきました。第38回の修了式で、修了された児童は32名おりました。1名欠席されていたのですけれども、皆さん、園長先生から修了証書をいただき、とても和やかな雰囲気でおりました。担任の渡辺先生が最後に涙していたのが、非常に印象に残りました。ずっとそのままこの園に欲しい方だなという印象を受けました。

翌日、19日、第一中学校の第61回の卒業式に出席いたしました。卒業生は174名、やはり本当に、谷合委員がおっしゃったとおり、中学の卒業式は、やはりすばらしかったですね。生徒もきちんとやっておりましたし、卒業証書を校長先生からいただくときも、本当によかったです。やはり中学校では、合唱ですか、在校生の合唱、それから卒業生の合唱、そして全体の、全校の合唱と、歌を聞いてとても感激いたしました。何か、第一中学校といえば「大地讃頌」というような形で、とても、本当によかったです。なお、K組の生徒がその中に一緒にまじりまして、小・中と6年間いたということで、とてもそれも感激いたしました。とてもすばらしい卒業式でした。ありがとうございました。

以上です。

○委員（崎山 弘君） では、崎山の方から。

まず、教育委員としてではないのかもしれませんが、武蔵台小学校の学校運営連絡協議会、その委員をやっております。それで、年度末で3月の会議に出てきました。この教育委員会の中から見ると、全体像が見られるわけですが、やはりその一つ一つの学校単位で運営協議会の方に出ますと、やはり学校の中で、それぞれの主任の先生が頑張っているという感じがよくわかって、また、資料もちゃんと準備されて、我々に対して示していただいたので、今年度以降始まる学校評価ということに関して、プレゼンテーションをするということの流れとして、非常にいい動きなのではないかなというふうに思いまして、私も意見を申しあげてまいりました。

卒業式に関しては、私は19日に第八中学校に行つてまいりました。たまたま第八中学校は、ことし運動会を見にいった学校だったので、お祝いの言葉をちょっとアレンジして、運動会を見にいったことも含めて、教育目標についてもちょっと触れさせていただいて、教育委員会の祝辞をしてまいりました。

やはり卒業生の合唱、在校生の合唱、全校の合唱も非常にすばらしかったと思います。やはり在校生の言葉、卒業生の言葉、男女それぞれ1人ずつ言っているわけですが、途中で泣き出してしまったというシーンがありましたけれども、それは皆さんの感極まる状況がありありと出ていて、やっぱり卒業式というのはいいものだなというふうに思つて帰つてまいりました。

以上です。

○委員（新海 功君） 教育長から報告をさせていただきます。

1点目は、平成19年度教育管理職自己申告に伴う面接、これは校長先生との面接でありま

すが、年間3回やっております。その3回目を2月21日、25日、26日、27日、28日、29日と6日間にわたって行いました。1校30分ずつということで、30分の中で成果と課題を語ってもらって、今年度1年を振り返ると同時に、来年度に向けての目標を持ってもらうということでやっておりますけれども、不易と流行といいます、これまで培ってきたものを大事にしながら、また、新しいものをやっていく。いわゆるスクールデザインをして、オーダーメイドして、オンリーワンの学校教育を進めていく。私たちが校長をしていたころは、どちらかというと、マイナス面をともかく正常化していく、ゼロにしていくという、そういう部分に力が入りがちだったのですが、いわゆるプラス1、プラス2というふうに創造的にやっていくという、そういう部分に力が入っていく、そういう時代になってきております。特に、学習指導要領が間もなく告示されると思いますが、それに合わせて、また新たな教育の方向がはっきりしていくと思いますが、そういった校長先生の意識、あるいは考え方、構えの差といいますか、そここのところによって相当、違ってくだらうなということ、面接をして感じているところがございます。足元をしっかり固めて、未来志向を含めていくということでございます。それを強く感じるところであります。

2点目は、3月1日の土曜日に、平和コンサート「海は広いぞ、大きいぞ」という、このコンサートがどりーむホールで開かれました。特に、ツイッターの第一人者であります河野保人さんという方の演奏ですね。ツイッターといえば「第三の男」という映画のテーマソングであります。これが弾かれて、ヨーロッパの中では「イルカにのった少年」、あれもそうなんです。いわゆるツイッターというのは、ドイツ松という松でできていて、だから響きがいいのだそうありますけれども、そういう珍しい楽器、大変難しい楽器ですが、その演奏を聞きました。大岡越前のテーマソングもツイッターだそうですね。それからドイツ民謡のムシデンムシデンなんというのを聞きましたけれども、いい演奏に接することができたなと思います。

それからブラバン甲子園ということで、甲子園の、いわゆる応援歌というのですか、これで見られる曲が次々、寸劇を入れながら弾かれましたけれども、大概は知っている曲でした。けれども、一つ、二つ、あ、こういうものがあるのかというのもありましたが、おなじみの曲の演奏に接することができました。

それから3点目は、第2回学校評価委員会が3月4日に開かれました。この府中市立学校評価システムは、これで4年で、1年目は3校の試行が行われて、平成17年度、18年度、19年度と11校ずつやりました。全部の学校がここで評価システムを経験して、学校経営に生かしたということでありますが、来年度からは、1年目を評価の年、2年目を改善の年というふうに、2年に1回、実施していくということで計画を立てております。交互に繰り返すことによって、質の高い教育を実施していくということでありますけれども、そういう取り組みで、委員の先生方には、これまでのご尽力にお礼を申しあげるとともに、これからもぜひよろしくということで、お願いをしておきました。

それから4点目は、これは平成19年度の副校長功労表彰についてです。今年度ご退職される副校長先生、校長の補佐として、いわゆる縁の下の力持ちで頑張った方を、東京都教育委員会が表彰しております。なかなか今までは入らなかったのですが、ことしは2人、府中第十小学校の副校長である福嶋康雄先生、武蔵台小学校の副校長である若山芳子先生の2人が表彰を受けました。これは大変めでたい、名誉なことではありますが、3月27日、午後に都庁にて表

彰を受けるといふこととございます。

それから、先ほど来、出てきたものは省きまして、平成19年度のむさし府中商工会議所会員交流会というものが3月17日に、商工会議所3階大ホールで開かれたので、出席をいたしました。というのは、商工会議所が耐震化でリニューアルされたこともあったわけなのですが、私としては、来年度から中学生の職場体験が5日間になるということで、それをお願いしたいという気持ちと、それから先ほど言いました学校評価システムの委員については、商工会議所の会頭をお願いをして、委員の先生、企業の主な委員の先生をご推薦いただいているようなこともあって、そういうお願いやらお礼やらで出席をさせていただいたところとございます。

それから、いろいろあったのですが、もう1点だけ。卒業証書授与式、府中第十中学校の式典に出席をいたしました。特に印象的だったのは、高橋校長先生の式辞でありますけれども、いわゆるノー原稿というか、メモらしきものは置いてあったわけですが、それを見たという場面がなく、もう本当に全部、そらんじて話されました。それから卒業生の言葉、それから在校生の言葉も、同じように、そういう形で進んでいきました。これは大変なご努力の末にあったのだらうなというふうに思います。それから、取り上げられた、いわゆる式歌というか、その歌についても、いわゆる音楽の先生の指導がいいのでしょうね。非常に響き合って、それぞれ声がお互いにピタッとはまって、いい気持ちで歌っているといひますか、ただし、涙ながらにうたっている生徒も中にはいましたけれども、いい卒業式だったと思ひます。

以上です。

○委員長（久芳美恵子君） それでは、久芳より報告いたします。

1点とございます。3月19日、浅間中学校の卒業式に参加いたしました。校長先生ご退職の年で、大変、式は厳肅な中にも和やかな雰囲気とございました。校長先生の式辞の中で、一般的な話ではなくて、その卒業する卒業生が、3年間でたくさんあったのでしようけれども、すごく特別なことをしたというか、経験を持ったという、その卒業する生徒の思い出となるようなことを中心にお話しになられて、励まされました。ご退職の年なので、非常に校長先生も心にジンと来るものがあったのではないかなと推察いたしました、子ども一人ひとりを見ておりまして、恐らくこの子は先生が生活指導ですごく苦勞しただらうなという、ちょっと斜めに構えた子も、短くなったガクランなどを着て、ちゃんと校長先生から卒業証書ももらっていました。そういう姿を見ると、何だかんだ言っても、まだ中学生だなというふうに思ひました。

歌を歌って、「旅立ちの歌」ですか、やはり3年生が、女の子なんか半分以上、もうハンカチ片手に、声も出ない形で歌っていたのですが、その姿を見ていて、私は自分の中学の卒業式の時をふっと思ひ出したのですね。それが教員生活の中で、卒業式というと、どちらかというくと苦勞でした。なぜかという、子どもたちが成長して次のステップに行くのに、私はこの学校にとどまるのかというように、そういう思ひがあつて、何かこう、取り残される思ひをすることが多かつたのですが、自分の中学校のことを思ひ出すと、本当に友が歌う歌声を必死に自分が受けとめていた。ああそうだ、今、子どもたちはこういう思ひなんだらうなというのを感じました。それは、今まで小・中と地域の学校に行っていたわけですが、結局、これからは高校だと、もう本当にばらばらになるわけですよ。やはり小学校の卒業式とは違って、人と別れるという別離を味わう、本当に最初の経験だったかなというふうに私も思ひまして、そういうことも含めて、子どもたちの成長にとって、本当にこの卒業式という、特に中学の卒

業式というのは、意味があるのだなというのを実感した卒業式でした。

以上でございます。

それでは、大変事案が多くて長くなりましたが、平成20年第3回府中市教育委員会定例会を閉会いたします。



午後4時00分閉会